

## 佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団事務所等に係る不動産の取引に関し、県民、不動産所有者等、県及び市町の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の開設を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団事務所等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が組織的な活動の用に供している不動産(建物(建物の一部を含む。))及び土地をいう。以下同じ。)をいう。

(2) 不動産所有者等 県内において、不動産を所有し、管理し、若しくは占有するもの又は不動産の売買、交換若しくは貸借(以下「取引」という。)の代理若しくは媒介を行うものをいう。

### (県民の責務)

第3条 県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の開設を防止するための施策に協力するよう努めるものとする。

### (不動産所有者等の責務)

第4条 不動産所有者等は、不動産の取引を行う場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努めるものとする。

2 不動産所有者等は、不動産の取引に係る契約の内容として、当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、催告をしないで当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

3 前項に規定する契約により取引を行った不動産の所有者は、当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めるものとする。

### (県の責務)

第5条 県は、不動産所有者等が前条の規定により不動産所有者等の責務を果たそうとする場合は、必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に規定する支援を行うに当たっては、財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター(平成4年3月24日に財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターという名称で設立された法人をいう。)と連携するものとする。

### (勧告、公表等)

第6条 県は、不動産所有者等が第4条の規定を遵守していないため、暴力団

事務所等の開設の防止に支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、規則で定めるところにより、必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 県は、前項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期間を定め、県が行う契約から排除するものとする。

3 県は、第1項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

4 県は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る不動産所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。  
(市町の責務)

第7条 市町は、県の施策と相まって、暴力団事務所等が開設されないよう、県と連携協力し、必要な施策の実施に努めるものとする。  
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。